

令和6年3月市議会定例会提出議案

八 尾 市

議案第2号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

## 専決第1号

### 損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和6年1月23日専決

八尾市長 山本桂右

### 記

#### 1 和解の相手方

\*\*\*\*\*

\*\* \*\*

#### 2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故に係る人身損害賠償として、金1,200,000円の支払義務のあることを認め、既払いの金699,430円を除き、金500,570円を支払う。
- (2) 本件事故に係る物的損害賠償として、本市は相手方に対し、金54,098円を支払い、相手方は本市に対し、金87,120円を支払う。
- (3) 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

#### 3 事故の概要

令和4年12月6日午前10時6分頃、八尾市東老原一丁目42番地の1先の交差点において、本市環境事業課職員運転の塵芥車と相手方運転の自転車が出合頭に衝突し、相手方が頭部顔面打撲、下口唇挫傷等の負傷をするとともに、双方車両及び相手方衣服に損害が生じたものである。

議案第3号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

## 専決第2号

### 損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和6年1月23日専決

八尾市長 山本桂右

### 記

#### 1 和解の相手方

\*\*\*\*\*

\*\* \*\*

#### 2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方が加入する損害保険の保険会社から、本件事故に係る損害賠償として、金671,000円の支払を受ける。
- (2) 今後本件事故に関しては、本市は、(1)の損害賠償を受領した後は、相手方及び相手方が加入する損害保険の保険会社に対して一切の請求を行わない。

#### 3 事故の概要

令和5年10月18日午前9時6分頃、八尾市大竹二丁目50番地の2先路上において、相手方が運転する車両が、し尿収集作業のため停車中の衛生車に接触したことにより、本市衛生車に損害が生じたものである。

議案第4号

市道路線の認定及び廃止に関する件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定し、又は廃止するについて、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理由

開発行為に伴い本市に帰属したものについて、路線を認定し、又は廃止する必要があるので、本案を提出する次第である。

1 認定する路線

路線名	起終点
八尾第722号線	旭ヶ丘一丁目地内 旭ヶ丘二丁目地内
八尾第925号線	旭ヶ丘二丁目地内 旭ヶ丘二丁目地内
八尾第926号線	旭ヶ丘二丁目地内 旭ヶ丘二丁目地内
八尾第927号線	栄町一丁目地内 栄町一丁目地内
八尾第928号線	山城町四丁目地内 山城町四丁目地内
八尾第929号線	長池町一丁目地内 長池町一丁目地内
八尾第930号線	長池町一丁目地内 長池町一丁目地内
久宝寺第141号線	南久宝寺二丁目地内 南久宝寺二丁目地内
久宝寺第142号線	南久宝寺二丁目地内 南久宝寺二丁目地内
竜華第532号線	南太子堂三丁目地内 南太子堂三丁目地内
竜華第533号線	安中町一丁目地内 安中町一丁目地内
竜華第534号線	安中町一丁目地内 安中町一丁目地内
大正第535号線	南木の本七丁目地内 南木の本七丁目地内

路線名	起終点
山本第572号線	福万寺町二丁目地内 福万寺町二丁目地内
南高安第6号線	高安町南一丁目地内 高安町南一丁目地内
南高安第403号線	教興寺四丁目地内 教興寺四丁目地内
南高安第404号線	恩智中町二丁目地内 恩智中町二丁目地内
南高安第405号線	垣内三丁目地内 垣内三丁目地内
南高安第406号線	黒谷五丁目地内 黒谷五丁目地内
高安第127号線	服部川一丁目地内 服部川一丁目地内
高安第128号線	服部川一丁目地内 服部川一丁目地内
高安第130号線	郡川五丁目地内 郡川五丁目地内
曙川第450号線	曙川東七丁目地内 曙川東七丁目地内
曙川第458号線	八尾木一丁目地内 八尾木一丁目地内
曙川第459号線	都塚南二丁目地内 都塚南二丁目地内
曙川第460号線	曙川東七丁目地内 曙川東七丁目地内

路 線 名	起 点 終 点
曙川第461号線	八尾木三丁目地内 八尾木三丁目地内
志紀第248号線	田井中三丁目地内 田井中三丁目地内
志紀第249号線	弓削町南二丁目地内 弓削町南二丁目地内
志紀第250号線	老原四丁目地内 老原四丁目地内



2 廃止する路線

路線名	起 終 点
八尾第722号線	旭ヶ丘一丁目地内 旭ヶ丘一丁目地内
山本第572号線	福万寺町二丁目地内 福万寺町二丁目地内
南高安第6号線	高安町南一丁目地内 高安町南一丁目地内
高安第127号線	服部川一丁目地内 服部川一丁目地内
高安第128号線	服部川一丁目地内 服部川一丁目地内
曙川第450号線	曙川東七丁目地内 曙川東七丁目地内

## 議案第5号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市及び東大阪市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴い大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更することについて、関係市町村と協議するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

## 理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に6市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、これに伴い大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、関係市町村と協議するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、本案を提出する次第である。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、東大阪市」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第6号

八尾市個人番号の利用等に関する条例の一部改正の件

八尾市個人番号の利用等に関する条例（平成27年八尾市条例第37号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、条例において引用する同法の規定が削除されること等に伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

## 八尾市条例第 号

八尾市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

八尾市個人番号の利用等に関する条例（平成27年八尾市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2項中「番号法」を「法」に改める。

第4条第1項中「番号法第9条第2項」を「法第9条第2項」に、「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項ただし書中「番号法」を「法」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「番号法」を「法」に、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項、附則及び別表第2第1項中「番号法」を「法」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第7号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正の件

執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理由

附属機関を新たに設置するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第1条の表教育委員会の部八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の項の次に次のように加える。

教育委員会	野口美文若者がはばたく 奨学基金事業審査会	野口美文若者がはばたく奨学基金を活用した奨学金の支給についての審査に関する事項
-------	--------------------------	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表中

八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員
-------------------------

を

八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員
野口美文若者がはばたく奨学基金事業審査会委員

に改める。

議案第8号

八尾市職員定数条例の一部改正の件

八尾市職員定数条例（昭和27年八尾市条例第131号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理由

消防の体制強化を図る等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。



八尾市条例第 号

八尾市職員定数条例の一部を改正する条例

八尾市職員定数条例（昭和27年八尾市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「1,420人」を「1,400人」に改め、同条第3号中「260人」を「280人」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 休職者
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (3) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員
- (4) 八尾市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年八尾市条例第31号）第3条第1号に規定する派遣職員
- (5) 消防組織法第51条第1項に規定する消防学校において初任教育を受けている職員

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

法令の改正により、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等に関する手数料の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「建築主事が」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）が」に改め、同項の表中「建築主事の」を「建築主事等の」に改め、同条第8項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第9項第46号中「及び」を「又は」に改め、同項中第46号の2を第46号の3とし、同項第46号の次に次の1号を加える。

(46)の2 建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく認定の申請 1件につき27,000円

第5条の見出しを「（宅地造成等に関する許可等申請手数料）」に改め、同条第1項中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「旧法」という。）第8条第1項本文」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）第12条第1項又は法第30条第1項の規定による宅地造成及び特定盛土等」に、「に係る切土又は盛土」を「に係る盛土又は切土」に改め、同項の表を次のように改める。

盛土又は切土をする土地の面積	金額
500平方メートル以内のもの	14,300円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	25,900円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	37,300円
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以	57,300円

内のもの	
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	71,600円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	96,300円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	150,600円
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	235,200円
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	377,200円
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	541,500円
100,000平方メートルを超えるもの	723,600円

第5条第2項中「旧法第12条第1項」を「法第16条第1項又は法第35条第1項の規定による宅地造成及び特定盛土等」に改め、同項ただし書中「460,000円」を「723,600円」に改め、同項第1号中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、「得た額」の次に「(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。)」を加え、同項第2号中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、「宅地造成」の次に「及び特定盛土等」を加え、同項第3号中「12,000円」を「13,500円」に改め、同条第3項中「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する

省令（令和5年 農林水産省 令第3号）による改正前の宅地造成等規制法  
国土交通省

施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条」に改め、同項第1号中「旧法第2条第2号に規定する宅地造成」を「法第12条第1項又は法第30条第1項に規定する宅地造成及び特定盛土等」に、「4,800円」を「5,500円」に改め、同項第2号中「旧法第8条第1項本文又は第12条第1項」を「法第12条第1項、

第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項」に、「980円」を「650円」に改め、同条に次の3項を加える。

4 法第18条第1項又は法第37条第1項の規定による宅地造成及び特定盛土等の検査の申請をしようとする者（法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により、法第12条第1項又は法第30条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等の許可を受けたものとみなされた国又は都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市を除く。）は、次の表に掲げる当該申請に係る盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

盛土又は切土をする土地の面積	金額
500平方メートル以内のもの	3,900円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	4,300円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	4,800円
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	5,500円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	6,100円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	7,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	9,200円
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	12,600円
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	18,100円
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル	24,600円

以内のもの	
100,000平方メートルを超えるもの	31,800円

- 5 法第12条第1項又は法第30条第1項の規定による土石の堆積の許可の申請をしようとする者は、次の表に掲げる当該申請に係る土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

土石の堆積をする土地の面積	金額
500平方メートル以内のもの	12,100円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	15,100円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,800円
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	22,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	30,800円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	34,800円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	41,700円
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの	56,700円
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの	77,400円
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの	115,400円
100,000平方メートルを超えるもの	144,200円

- 6 法第16条第1項又は法第35条第1項の規定による土石の堆積の許可の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、次の各号に定める額を合算した

額の手数料を納めなければならない。ただし、その額が144,200円を超えるときは、その手数料の額は、144,200円とする。

(1) 土石の堆積をする土地に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、当該申請に係る土石の堆積をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の土石の堆積をする土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の土石の堆積をする土地の面積、当該計画の変更前の土石の堆積をする土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積をする土地の面積から当該減少に係る土石の堆積をする土地の面積を減じた面積）に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(2) 新たに土石の堆積をする土地を加える土石の堆積に関する工事の計画の変更については、当該申請に係る新たに加える土石の堆積をする土地の面積に応じ、前項に規定する額

(3) その他の変更については、13,500円

第6条の2第3項及び第5項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第6条の3第1項の表備考第3項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第3項及び第5項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第6条の4第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第3項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同条第7項及び第9項第1号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第11項から第13項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第7条の2第1項第12号を次のように改める。

(12) 削除

第8条第1項第3号オ(ア)中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同号オ(イ)中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同号オ(ウ)中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同号オ(エ)中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同号オ(オ)中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同号オ(カ)中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同号オ(キ)中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同号オ(ク)中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

第8条の3第1号ア中「イに掲げる」を「イ及びウに掲げる」に改め、同号イ中「次号」を「以下この号、次号」に改め、「をすもの」の次に「(ウに掲げる者を除く。)」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をすもの(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。) 6,000円

第8条の3第5号中「(昭和42年法律第149号)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。)第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成工事に係る旧法第12条第1項の許可の申請に係る手数料及び旧法第8条第1項本文又は旧法第12条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第8条及び第8条の3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。



議案第10号

八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本 桂 右

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正により、特定教育・保育施設等における重要事項の揭示方法等を改めるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第11号

八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正の件

八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和5年厚生労働省令第68号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正により、母子生活支援施設に関する基準を定める規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第33条中「婦人相談所（売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所）」を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

八尾市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の件

八尾市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八尾市条例第10号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正により、指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定める規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八尾市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

八尾市国民健康保険条例の一部改正の件

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い保険料の法定軽減に係る所得判定基準の引上げを行うほか、令和6年度からの大阪府国民健康保険運営方針に基づく府内統一基準の適用に伴い保険料賦課額の端数計算に関する規定等を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

第23条第2項中「以前7日」を削る。

第24条中「10円未満」を「1円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第16条第1項及び第24条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。



議案第14号

八尾市介護保険条例の一部改正の件

八尾市介護保険条例（平成12年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

令和6年度から令和8年度までの第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画期間における介護保険料率を設定するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

## 八尾市条例第 号

### 八尾市介護保険条例の一部を改正する条例

八尾市介護保険条例（平成12年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「39,340円」を「38,710円」に改め、同項第2号中「55,080円」を「58,280円」に改め、同項第3号中「59,010円」を「58,700円」に改め、同項第4号中「70,820円」を「76,570円」に改め、同項第5号中「78,680円」を「85,070円」に改め、同項第6号中「94,420円」を「102,090円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第7号中「98,350円」を「110,600円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第8号中「110,160円」を「119,100円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第9号中「118,020円」を「127,610円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第10号中「137,690円」を「148,860円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第11号中「149,500円」を「161,640円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に改め、同項第12号中「153,430円」を「170,140円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」を加え、同項第13号中「161,300円」を「187,160円」に改め、同号ア中「10,000,000円」を「6,200,000円」に改め、同号イ中「該当する者」を「該当し、又は次号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当する者」に改め、同項第14号中「177,030円」を「221,190円」に改め、同号を同項第17号とし、第13号の次に次の3号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 195,670円

ア 合計所得金額7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該

当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）に該当し、又は次号イ若しくは第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 204,170円

ア 合計所得金額8,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）に該当し、又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 212,680円

ア 合計所得金額10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第8条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

第10条第3項中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に、「第13号まで」を「第16号まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第8条及び第10条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第15号

八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正の件

八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第57号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設については、経過措置期間の終了に伴い、関係規定を削除する等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、指定介護療養型医療施設」を削る。

第4条中「第139条の2第2項」を「第139条の3第2項」に改める。

第14条及び第15条を次のように改める。

第14条及び第15条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第15条の規定により保存しなければならない記録であって、この条例の施行の日において保存期間が満了していないものの保存については、なお従前の例による。

議案第16号

八尾市都市公園条例の一部改正の件

八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

開発行為により本市に帰属した公園を都市公園として追加するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市都市公園条例の一部を改正する条例

八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

楠根町一丁目公園	八尾市楠根町一丁目地内
----------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

八尾市建築基準法施行条例の一部改正の件

八尾市建築基準法施行条例（平成12年八尾市条例第14号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、建築主事を置く都道府県及び市町村において、新たに小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事を置くことができることとされたことから、条例の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。



八尾市条例第 号

八尾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

八尾市建築基準法施行条例（平成12年八尾市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成26年八尾市条例第53号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、条例において引用する同法の条項に移動が生じたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成26年八尾市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

八尾市消防団条例の一部改正の件

八尾市消防団条例（昭和41年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について（令和元年12月13日消防庁長官通知）を踏まえ、消防団員の処遇改善として団員の休団制度を創設するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市消防団条例の一部を改正する条例

八尾市消防団条例（昭和41年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（休団）

第4条の2 任命権者は、団員が育児、介護その他の理由により相当の期間にわたって消防団の職務に従事することができないと申請した場合において、3年を超えない範囲内で当該職務を休止（以下「休団」という。）することを承認することができる。

2 休団をしている団員は、団員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 休団をしている団員は、休団の期間中、報酬を支給されない。

4 休団の承認は、当該休団をしている団員が停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

5 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団をした日にその者が属していた階級とする。

第14条第2項中「又は」の次に「休団し、若しくは」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

八尾市火災予防条例の一部改正の件

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部改正を踏まえ、屋内消火栓設備の設置義務の対象となる防火対象物について、その設置基準を改めるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市火災予防条例の一部を改正する条例

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第2条第5号」を「第2条第9号の2イ」に改め、同項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「、若しくは」の次に「主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

八尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件

八尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第31号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、条例において引用する同法の条項に移動が生じたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。



八尾市条例第 号

八尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第22号

八尾市水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

八尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第29号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、条例において引用する同法の条項に移動が生じたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第23号

八尾市水道事業給水条例の一部改正の件

八尾市水道事業給水条例（昭和33年八尾市条例第187号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正により、水道整備・管理行政に関する事務の所管が厚生労働省から国土交通省等に移管されることに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市水道事業給水条例の一部を改正する条例

八尾市水道事業給水条例（昭和33年八尾市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項及び第17条第3項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第18条の6第6号を次のように改める。

(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者

第37条第3号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第24号

八尾市在宅福祉サービスネットワークセンター条例及び八尾市立  
養護老人ホーム条例廃止の件

八尾市在宅福祉サービスネットワークセンター条例（平成10年八尾市条例第  
16号）及び八尾市立養護老人ホーム条例（昭和38年八尾市条例第229号）を廃  
止するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

八尾市在宅福祉サービスネットワークセンター及び八尾市立養護老人ホー  
ムについて、令和7年度から民営化することに伴い、関係条例を廃止する必  
要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市在宅福祉サービスネットワークセンター条例及び八尾市立  
養護老人ホーム条例を廃止する条例

八尾市在宅福祉サービスネットワークセンター条例（平成10年八尾市条例第  
16号）及び八尾市立養護老人ホーム条例（昭和38年八尾市条例第229号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第25号

八尾市国民健康保険出産費資金貸付基金条例廃止の件

八尾市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年八尾市条例第14号）  
を廃止するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度の定着により国民健康保険  
出産費資金貸付制度を廃止することに伴い、基金を廃止するにつき、条例を  
廃止する必要があるので、本案を提出する次第である。



八尾市条例第 号

八尾市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例

八尾市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年八尾市条例第14号）  
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の八尾市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の規定に基づき貸付けを行っている資金については、なお従前の例による。

議案第26号

八尾市犯罪被害者等支援条例制定の件

八尾市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を  
求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

犯罪被害者等に寄り添い、迅速かつ身近な支援として見舞金の支給等を行  
う制度を創設し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとと  
もに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するにつき、  
条例を制定する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念に基づき、犯罪被害者等に寄り添い迅速かつ身近な支援を行うことで犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、大阪府、警察、犯罪被害者等の援助を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

(支援の実施)

第4条 市は、基本理念に基づき、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪

被害者等支援の必要性についての理解並びに市の施策実施に対する協力を求めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第5条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題に対する相談への対応、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等から犯罪被害者等支援に関する相談に応ずるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給等)

第6条 市は、犯罪被害者等が生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により受けた身体的又は精神的な苦痛を慰謝するため、犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等が犯罪に起因する心身の疾病等の理由により見舞金の支給に必要な書類の提出が困難な場合であって犯罪被害者等の同意があるときは、市町村長に対し、戸籍に関する証明書等の見舞金の支給に必要な書類の交付を求めることができる。

3 市は、犯罪被害者等の責めに帰すべき行為があったとき、又は見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるときは、見舞金を支給しないことができる。

4 市は、見舞金の支給の後において、前項に規定する見舞金の不支給事由があることが判明したとき、又は犯罪被害者等が偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたことが判明したときは、見舞金を返還させることができる。

(居住の安定に向けた支援)

第7条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、住宅確保の支援及び情報提供を行うほか、必要な施策を実施するものとする。

(雇用の安定に向けた支援)

第8条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、就労支援を行うほか、必要な施策を実施するものとする。

(安全の確保に向けた施策)

第9条 市は、犯罪被害者等の安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報  
の適切な取扱いを確保するほか、必要な施策を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性等  
について、広報及び啓発を行うものとする。

(関係機関等との連携協力)

第11条 市は、犯罪被害者等支援を効果的に行うため、犯罪被害者等の同意  
を得て、関係機関等と連携協力を行うものとする。

(支援の制限)

第12条 市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合  
又は犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合であって、犯罪被害者等支援を行  
うことが社会通念上適切でない認められるときは、支援を行わないことが  
できる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

令和5年度八尾市一般会計第11号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市一般会計第11号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第28号

令和5年度八尾市介護保険事業特別会計第3号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市介護保険事業特別会計第3号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第29号

令和5年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第3号補正予算の  
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第3号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右



議案第30号

令和5年度八尾市土地取得事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市土地取得事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第31号

令和5年度八尾市病院事業会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市病院事業会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第32号

令和5年度八尾市水道事業会計第3号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市水道事業会計第3号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第33号

令和5年度八尾市公共下水道事業会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市公共下水道事業会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第34号

令和6年度八尾市一般会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和6年度八尾市一般会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第35号

令和6年度八尾市国民健康保険事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和6年度八尾市国民健康保険事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第36号

令和6年度八尾市財産区特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和6年度八尾市財産区特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第37号

令和6年度八尾市介護保険事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和6年度八尾市介護保険事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右



議案第38号

令和6年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和6年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第39号

令和6年度八尾市土地取得事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和6年度八尾市土地取得事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおりに提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第40号

令和6年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和6年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本 桂 右

議案第41号

令和6年度八尾市病院事業会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和6年度八尾市病院事業会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第42号

令和6年度八尾市水道事業会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和6年度八尾市水道事業会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第43号

令和6年度八尾市公共下水道事業会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和6年度八尾市公共下水道事業会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本 桂 右

議案第44号

令和6年度八尾市一般会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市一般会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

議案第45号

八尾市立屋内プールの指定管理者指定の件

八尾市立屋内プールの指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本 桂 右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市立屋内プール

位置 八尾市上尾町七丁目1番地の17

2 指定管理者

八尾スポーツマネジメント共同事業体

代表者 東京都中野区中野二丁目14番16号

株式会社東京アスレティッククラブ

代表取締役 正村 宏人

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで



議案第46号

包括外部監査契約締結の件

包括外部監査契約を締結するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成14年八尾市条例第22号）第5条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

八尾市長 山本桂右

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を目的とする。
- 2 契約の始期 令和6年4月1日
- 3 契約金額 12,212,500円を上限とする額
- 4 契約金の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括して支払う。  
ただし、必要に応じ前金払をすることができる。
- 5 契約の相手方 兵庫県川西市美山台一丁目3番地の124  
奥谷 恭子（公認会計士）

令和6年3月市議会定例会提出議案

令和6年2月発行（R5-181）

八尾市総務部政策法務課